

教職員の懲戒処分について

教職員の不祥事案について、当該教職員に対し以下のとおり処分を行いました。

市民の皆様に深くお詫びし、不祥事の再発防止に向け、より一層教職員の服務規律の確保に努めます。

1 地方公務員法に基づく懲戒処分

処分内容	被処分者	概要	処分根拠
免職	市立中学校 教諭 (41 歳)	令和 8 年 2 月 12 日 (木) 午前 7 時 30 分頃、通勤時の電車を降りる際、電車内で立っていた面識のない制服姿の女子生徒の臀部を触り、私服警官に呼び止められたもの。 警察の事情聴取で、同年 1 月中旬以降、それぞれ別の成人女性に対して同様の行為を 4 回程度繰り返したことや、電車内で隣に座る成人女性の太ももを触ったことも認めた。 同年 3 月 18 日 (水) に大阪府迷惑防止条例違反の容疑で書類送検され、同年 3 月 26 日 (木) に不起訴処分となった。	地方公務員法第 33 条に違反し、同法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に該当

2 処分日

令和 8 年 4 月 24 日

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：教育委員会事務局 教職員人事部 教職員人事課 電 話：072-228-7438 ファックス：072-228-7890
----------------------------	--